

高槻市勤労者互助会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高槻市勤労者互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 互助会は、事務所を高槻市役所内に置く。

(目的)

第3条 互助会は、事業所に勤務する従業員の福祉の増進を図るとともに、事業所の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共済金給付事業
- (2) 福利厚生事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(資格)

第5条 互助会の会員となることができる者は、次の各号の1に掲げる者とする。ただし、高槻市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

- (1) 高槻市内の事業所に勤務する従業員
- (2) 高槻市内の居住者で、高槻市以外の事業所に勤務する従業員
- (3) その他互助会において適当と認める者

(加入方法)

第6条 互助会の加入方法は、事業所単位による団体加入とする。ただし、互助会において必要があると認める場合は、個人単位で加入することができる。

2 第1項に規定する団体加入にあつては、事業主は、対象となるすべての従業員の加入申込をしなければならない。ただし、互助会において別に定める者については、対象としないことができる。

(加入手続)

第7条 互助会へ加入しようとするものは、所定の加入申込書を互助会に提出し、その承諾を得なければならない。

(会費等)

第8条 互助会の会費は、会員1人月額600円とし、所定の方法により納入する。
また、既納の会費は、特別な事由を除き返還しない。

2 会費は、団体加入にあつては、事業主がその2分の1以上を負担する。
(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する会員の資格を失ったとき。
- (2) 第11条の規定により除名されたとき。

(退会)

第10条 互助会を退会しようとするものは、所定の退会届を互助会に提出し、その承諾を得なければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 共済金給付事業、その他の事業について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 互助会の規約に違反し、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- (4) 会費を3か月以上滞納したとき。

第3章 役員

(種別)

第12条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 13名以内（うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名）
- (3) 監事 2名

(選任)

第13条 会長は、高槻市長とする。

2 理事は、事業主・従業員・労働団体の代表及び経営団体の代表並びに市職員の中から会長が委嘱する。

3 理事長・副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

4 監事は、会員の中から会長が委嘱する。

(職務)

第14条 会長は、互助会を代表する。

2 理事長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 常務理事は、本会の常務を処理し、理事長、副理事長に事故あるときは、その

職務を代理する。

5 理事は、理事会を構成し、理事会の業務を執行する。

6 監事は、互助会の会計を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の補欠役員は、第13条の規定にかかわらず会長が選任することができる。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

第4章 機関

(設置)

第17条 互助会の適正な運営を図るため、理事会を置く。

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、規約に従い、会務を執行する。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 事業運営の一般的方法に関すること。
- (5) 第11条に規定する除名に関すること。
- (6) その他事業の増進に係る重要な事項に関すること。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 互助会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金)

第21条 互助会の事業運営に必要な資金は、会費・市補助金・その他の収入をもってあてる。

第6章 雑則

(事務局)

第22条 互助会の事務を処理するため、高槻市街にぎわい部産業振興課内に事務局を置く。

(委任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年10月5日から施行する。
- 2 互助会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立準備会の定めるところによることとし、その任期は、昭和64年3月31日までとする。
- 3 互助会の設立初年度の事業計画及び予算は、この規約の定めにかかわらず、設立準備会の定めによることとする。
- 4 互助会の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、昭和62年10月5日から昭和63年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成元年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。